

平成27年9月2日

4種登録チーム代表者各位

(公財) 埼玉県サッカー協会  
第4種委員長 東 島 雅 之

#### サッカー活動における暴力の根絶について

平成24年12月、大阪市の公立高校の生徒が、所属する部活動の顧問から体罰をうけ、翌日に自殺したという悲しい事件がありました。

この事件をきっかけに、スポーツ界から体罰・暴力を根絶しようという機運が高まり、日本サッカー協会においても暴力を根絶するという強い意志の下、様々な取り組みが行われてきたところであります。

しかしながら、この度、県内4種登録チームの指導者が日本サッカー協会裁定委員会より「サッカー関連活動の無期限禁止」の懲罰が下されるという残念な事が起こってしまいました。

当該指導者は、長年にわたり少年サッカーに情熱をかけ指導してきた方でありましたが、

①昨年8月に「車内に監禁し暴行を加えた」事案

②本年3月の練習中に「先日の試合に負けたのはお前のせいだ」と激怒、罵声を浴びせながら手拳で頭部を殴打し、頭部外傷及び脳震盪の傷害を負わせた事案

この2つの事案により裁定委員会に諮られました。特に②の事案では刑事事件になり得る重大な行為であると認定されたものであります。

今回のようなケースにおいては、暴力行為によって後遺症の恐れを含め、選手生命に影響を及ぼすことも考えられます。

子どもには将来があります。立派な選手、大人に育てることが指導者の役割であると思えます。

従いまして、暴力は絶対に許されない行為であり、特に無抵抗の子どもに暴力を加えることは犯罪であるという認識をもって指導していただくよう、チーム関係者に指導・徹底方お願いいたします。